

目次

第1篇 旅券法

- No.1. 旅券とは
- No.2. 旅券の発給申請手続き
- No.3. 申請書記載事項（署名欄など）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> No.4. 代理申請 No.5. 旅券の記載事項 No.6. 旅券の受領 No.7. 紛失及び焼失の届け出 |
|--|

本資料に掲載

- No.8. 帰国のための渡航書
- No.9. 旅券の失効・返納
- No.10. 外国での在留届

第2篇 日本国内の出入国手続き

- No.1. 日本出国時の手続き
- No.2. 日本入国時の手続き①（検疫法など）
- No.3. 日本入国時の手続き①（通関手続きなど）
- No.4. 日本に在留する外国人の入国手続き - 再入国手続き -

第3篇 外国での出入国手続き

- No.1. 一般的な出入国手続き
- No.2. 特殊な出入国手続き

No.4 代理申請（申請者が出頭しない場合の申請）

一般旅券の発給申請は、申請者本人だけでなく、一定の要件を備えた者によって行うことができます。旅行業者もここに含まれます。ここではこの代理申請について必要事項を覚えます。

1. 代理者の区分

- a. 申請者の配偶者又は二親等内の親族 本人の配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹などです。
 - b. 申請者の指定した者：ただし、申請前五年以内に旅券の発給を受けるに当たって不正な行為をした者は除かれます。
- a. b. とともに、“申請者に代わり出頭する者は、**当該申請の内容を知り**、かつ、都道府県知事又は領事官の指示を**申請者に確実に伝達する能力**がある者” でなければなりません。 **年齢などの制限はありません。**

2. 必要な書類

- a. 申請書類等提出委任申出書： 一通

申請書類等提出委任申出書	
<small>(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)</small>	
申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
	令和 年 月 日
	引受人氏名 _____ 申請者との関係 _____
引受人記入	引受人住所 _____
	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。
	令和 年 月 日 _____ 連絡先電話番号 () _____ 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

申請書裏面の下の部分です。

ただし、申請者がその**法定代理人を通じて申請**する場合、提出は不要です。 ←頻出事項

- b. 代理者自身の本人確認書類： テキスト① p.4 と同じ。

3. 電子手続による場合

- ① 電子手続による代理申請は、申請者が**未成年者**又は**成年被後見人**であり、かつ、国内においてその**法定代理人を通じて申請**するときに限ります。
- ② 上記の場合、申請者はあらかじめ法定代理人に関する情報を送信して届け出なければなりません。

[Check Test No.1]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
 - (1) 一般旅券の発給申請は、申請者の子供（未成年者）を通じて行うことができる。（ ）
 - (2) 一般旅券の発給申請は、申請者の指定した者が行うときは、申請書類等提出委任申出書の提出は不要である。（ ）
 - (3) 一般旅券の発給申請を申請者に代わって行うとき、その者は当該申請の内容を知り、かつ、都道府県知事又は領事官の指示を申請者に確実に伝達する能力がある者でなければならない。（ ）
 - (4) 旅行業者は電子手続によって一般旅券の発給申請を申請者に代わって行うことができる。（ ）

No.5 旅券の記載事項

一般旅券に記載される事項と、その内容が変更されたときの手続きを見ます。

1. 旅券の記載事項

旅券には以下の事項が記載されます。

- 一 旅券の種類、番号、発行年月日及び有効期間満了の日
- 二 旅券の名義人の氏名及び生年月日
- 三 渡航先
- 四 旅券の名義人の性別、国籍、本籍の都道府県名、氏名以外の呼称 など

※ 旅券には IC（集積回路）チップが内蔵されていて、以下の項目が記録されています。

・ 旅券の名義人の氏名、生年月日、性別、顔写真、旅券の番号、有効期間満了の日

2. 記載事項に変更が生じた場合

- ① 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記載事項（1. の赤字の部分）に変更が生じた場合には、一般旅券の発給を申請することができます。
- ② また申請者が希望すれば、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券（残存有効期間同一旅券）の発給を申請することもできます。 記載事項変更旅券の制度は廃止されました。

[Check Test No.2]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 一般旅券には、名義人の氏名・生年月日・性別・現住所の都道府県名などが記載される。()
 - (2) 一般旅券の名義人が婚姻により氏を変更し、これを旅券に反映させたいときは、新たに有効期間が 10 年または 5 年の旅券を申請しなければならない。()

No.6 旅券の受領（交付）

旅券は、申請書類等に問題がなければ、土日・祝日を除いて 7 日間程度で発行されます。ここでは、受領についての規則を確認します。

1. 本人が出頭する場合

- ① 一般旅券は、国内においては都道府県知事が、申請者の出頭を求めて当該申請者に交付します。
- ② 交付される旅券が、記載事項が変更された旅券又は有効期間内に申請されたもの（残存有効期間が 1 年未満になったものなど）である場合には、申請者は交付の際、現有旅券を返納しなければなりません。
- ③ 受領に際しては以下のものが必要になります。
 - ・ 申請の際に渡された受領証
 - ・ 手数料

《旅券の発給手数料 - 通常の場合》

	都道府県の手数料	国の手数料	合計
10年旅券	2,000円	14,000円	16,000円
5年旅券(12歳以上)	2,000円	9,000円	11,000円
5年旅券(12歳未満)	2,000円	4,000円	6,000円
残存有効期間同一旅券	2,000円	4,000円	6,000円

《旅券の発給手数料 - 過去5年以内に申請した旅券が未交付失効した場合》

	都道府県の手数料	国の手数料	合計
10年旅券	4,000円	18,000円	22,000円
5年旅券(12歳以上)	4,000円	13,000円	17,000円
5年旅券(12歳未満)	4,000円	8,000円	12,000円
残存有効期間同一旅券	4,000円	4,000円	12,000円

改正により、受領せずに失効した旅券を再度申請する場合は、通常の場合より高額になりました。

- ③ **大規模な災害**に際して申請者の**経済的負担の軽減**を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合には、国に納付すべき手数料を減額し、又は免除することができます。

災害救助法や被災者生活再建支援法が適用される場合です。これも改正点です。

2. 本人が出頭しない場合

- ① 申請者が、病気、身体の障害、交通至難の事情その他の**真にやむを得ない理由**により出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が**本人であることが明らか**であるときは、当該申請者の出頭を求めることなく、確実に受領できると認められる**最も適当な方法**により、一般旅券を交付することができます。
- ② 具体的には、都道府県知事又は領事官は、その職員を派遣し、又は申請者が指定した者の出頭を求めて、一般旅券を交付することができる。いずれの場合も、現有旅券を返納しなければならないときは、返納を受けます。
- ③ 申請者が指定した者が出頭する場合、その者は“**自己の行為の責任をわきまえる能力**がある者”でなければなりません。
- ④ いずれの場合も申請者は、1. ③の書類のほかに**交付時出頭免除願書**一通を提出しなければなりません。

3. 旅券の二重受給の禁止

- ① 旅券の発給を受けた者は、その旅券が有効な限り、重ねて旅券の発給を受けることができません。
- ② ただし、外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認める場合は、この限りではありません。対立関係にある国や地域では、対立国(地域)への入国記録のある旅券では入国が認められません。

[Check Test No.3]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 記載事項に変更があり、新たな旅券が交付される時は、受領時に現有旅券を返納しなければならない。()
- (2) 旅券の受領に際して申請者の指定した者が出頭する場合、その者は当該申請の内容を知り、かつ、都道府県知事又は領事官の指示を申請者に確実に伝達する能力がある者”でなければならない ()

No.7 紛失及び焼失の届け出

旅券が紛失や焼失をしたときは、届出をします。この時点で旅券は失効（No. 9）します。

1. 本人による届け出

- ① 一般旅券の名義人は、当該一般旅券を**紛失**し、又は**焼失**した場合には、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事官に対し、遅滞なくその旨を**届け出**なければなりません。
- ② 届出には以下の書類が必要です。
 - ・ **紛失一般旅券等届出書** 一通
 - ・ 写真 一葉
 - ・ 紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する書類
 - ・ 住民票の写し、身元確認の書類

電子手続の場合は、左記各資料の情報と、自署の画像を送信します。

2. 代理人による届け出

- ① 名義人が病気、身体の障害、交通至難の事情その他の**真にやむを得ない理由**により自ら届け出ることが困難であると認められるときは、以下の者を通じて届出を行うことができます。
 - ・ 名義人の配偶者又は二親等内の親族
 - ・ 名義人の指定した者（ただし、自己の行為の責任をわきまえる能力がない者を除きます。）

電子手続の場合は、代理申請と同様の規定があります。

[Check Test No.4]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 国内で旅券を紛失した名義人は、都道府県知事を経由して、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
()
 - (2) 旅券の紛失や焼失を本人が届け出ることができないときは、一定の関係者が代理して届け出ることができる。
()

Check Test 解答・解説

No.1.

- (1) ○：旅券の代理申請について、代理人には年齢に関する制限はありません。
- (2) ×：申請書類等提出委任申出書の提出は**法定代理人**が申請する場合に不要です。
- (3) ○：その通りです。頻出事項です。
- (4) ×：電子手続による代理申請は、未成年者や成年被後見人の法定代理人が可能です。

No.2.

- (1) ×：本籍地の都道府県名が記載されます。2020年以降に発行された旅券は所持人が現住所を記入することはありません。
- (2) ×：残存有効期間が現有旅券と同一の旅券も申請することができます。

No.3.

- (1) ○：その通りです。
- (2) ×：自己の行為の責任をわきまえる能力がある者でなければなりません。

No.4.

- (1) ×：届け出は外務大臣にします。
- (2) ○：一定の親族や名義人が指定した要件を満たした者が可能です。